



福岡医発第 803 号(地)

令和 3 年 6 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型コロナワクチン接種に当たっての診療録の作成について

今般、標記について、厚生労働省より日本医師会を通じて、予防接種を行う医療機関は、関係法令に基づき診療録を作成する必要があるが、予診票の写しを診療録として差し支えない旨、改めて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

記

参考：医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）（抄）

第二十三条 診療録の記載事項は、左の通りである。

- 一 診療を受けたものの住所、氏名、性別及び年齢
- 二 病名及び主要症状
- 三 治療方法（処方及び処置）
- 四 診療の年月日

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ118F)
令和3年6月1日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナワクチン接種に当たっての診療録の作成について

今般、標記について、厚生労働省より別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛てに改めて周知がなされましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

予防接種を行う医療機関は、関係法令に基づき診療録を作成する必要があるが、予防接種の写しを診療録として差し支えない。

参考：医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）（抄）

第二十三条 診療録の記載事項は、左の通りである。

- 一 診療を受けたものの住所、氏名、性別及び年齢
- 二 病名及び主要症状
- 三 治療方法（処方及び処置）
- 四 診療の年月日

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 28 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
医 政 局 医 事 課

新型コロナワクチン接種に当たっての診療録の作成について

標記について、改めて周知いたしますので、管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

記

予防接種を行う医療機関は、関係法令に基づき診療録を作成する必要があるが、予診票の写しを診療録として差し支えない。

参考：医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）（抄）

第二十三条 診療録の記載事項は、左の通りである。

- 一 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- 二 病名及び主要症状
- 三 治療方法（処方及び処置）
- 四 診療の年月日